

薬剤師卒後研修プログラム部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱第7条第1項に基づき、薬剤師卒後研修プログラムの作成及び審査並びに薬剤師の人材育成に係る協議を円滑に実施するため、薬剤師卒後研修プログラム部会（以下「研修部会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 研修部会は、次の事項について協議する。

- (1) 薬剤師卒後研修プログラムのガイドライン作成に関すること。
- (2) 各病院が作成した薬剤師卒後研修プログラムの審査に関すること。
- (3) 薬剤師卒後研修プログラムに係る病院の連携調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研修部会の委員は、部会長1名及び委員をもって構成する。

2 部会長は、委員の互選によって定める。

3 委員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 病院薬剤師の育成に造詣がある医師
- (2) 一般社団法人茨城県病院薬剤師会の代表者
- (3) 病院薬剤師不足地域の病院薬剤師
- (4) 医療機関における実務実習等の調整を行う病院薬剤師
- (5) 病院薬剤師の教育研修を行う病院薬剤師
- (6) その他部会長が必要と認める者

(任期)

第4条 研修部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 研修部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、保健医療部医療局薬務課長が招集する。

2 部会長は、会議の議長を務める。

3 部会長は、必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 研修部会の庶務は、保健医療部医療局薬務課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、研修部会の運営に関し必要な事項は、当部会において協議し定める。

付 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。